

こ未第329号-1
令和2(2020)年4月28日

各認定こども園設置者 様

佐賀県知事 山口 祥義

新型コロナウイルス感染症対策のための認定こども園の対応に
ついて（通知）

標記のことについては、認定こども園の1号認定に係る部分において、令和2年5月6日（水）までの臨時休業を要請していますが、本日開催された第19回佐賀県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、県立学校の臨時休業を令和2年5月10日（日）まで延長することを決定しました。

ついては、認定こども園の1号認定に係る部分においても同様の対応を行っていただくよう要請します。

なお、一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上での預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、必要な者に保育が提供されないということがないように、居場所の確保に向けた取組を引き続きお願いします。

新型コロナウイルス感染症への対応については、医療従事者等の子どもの預かりが拒否される等の事例が指摘されているところですが、医療従事者等は、感染防御を十分にした上で対策や治療にあたっており、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者等の子どもに対する偏見や差別は断じて許されるものではなく、このような偏見や差別が生じないように十分な配慮をお願いします。

<問い合わせ先>

佐賀県 男女参画・こども局 こども未来課
保育幼稚園担当

TEL：0952-25-7382 FAX：0952-25-7339

E-Mail：hoikuyouchien@pref.saga.lg.jp

令和2年4月28日

佐賀市内保育施設をご利用の保護者様

佐賀市長 秀島 敏行
(公印省略)

家庭保育の協力要請期間の延長について

日ごろより本市の保育行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

緊急事態宣言の対象区域拡大に伴い、令和2年4月17日付けで、本市から保護者の皆様へ家庭保育の協力をお願いしたところ、多くの方々にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、本日、県立学校及び市立小中学校の臨時休業の期間が令和2年5月10日(日)まで延長されることが決定しました。

このことを受け、佐賀市内保育施設における家庭保育の協力要請期間につきましても、下記のとおり、令和2年5月10日(日)まで延長することといたします。

保護者の皆様には、更なるご負担をお掛けしますが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 家庭保育の協力要請期間

令和2年4月21日(火)から同年5月10日(日)まで

2 留意事項

協力要請の対象や保育料の取扱いについては、前回と変更はございません。

(1) 協力要請の対象

- ①求職活動中、育児休業中で、自宅での保育が可能なご家庭
- ②自営業や農業等で、自宅での保育が可能なご家庭
- ③勤務先の休業等により保護者が在宅されているご家庭
- ④親族等に預かりをお願いできるご家庭

(2) 保育料の取扱い

協力要請の期間中、家庭保育(登園自粛)を行われた場合は、日割り計算により減額します。

【問合せ先】 佐賀市役所 保育幼稚園課

入所・入園係 TEL: 0952-40-7286

幼保事業係 TEL: 0952-40-7294

幼保支援係 TEL: 0952-40-7290